

幼保連携型認定こども園 宝地院保育園

- ・運営法人の名称 社会福祉法人 宝地院福祉会
- ・施設の種別 幼保連携型認定こども園
- ・施設の名称 幼保連携型認定こども園 宝地院保育園
- ・施設の所在地 神戸市兵庫区荒田町3丁目17-1
- ・施設の電話番号、FAX番号 078-511-0167 FAX511-3789
- ・認可日 平成27年4月1日
- ・教育・保育等の内容
施設の開所時間 午前7時～午後7時
施設の利用定員 1号15人、2号81人、3号49人
学級数 6クラス

・運営の方針

仏教保育精神をもとにした、知・情・体の調和のとれた発達・発育をうながす保育環境を大切にしながら、保護者の子育てへの思いや悩みを共有し、お子さんの健やかな心身の成長・発達を共に喜びたいと願っています。

子どもの幸せを第一に、安全面に気を付け、全てのいのちや自然を大切にし、善悪の判断が出来て、心身ともに健全な社会人として、社会に貢献し活躍できるよう、その心身の根を育てます。

具体的なこどもの育ちの目標

《生命を尊重し、思いやりのある子どもを育みます》

《しつけ（基本的生活習慣）を身に付け、自立の心を養います》

《思考力・創造性にあふれる子どもを育みます》

《いきいきと何にでもやる気・根気のあるたくましい子どもを育みます》

（教育・保育目標）

0歳児 機嫌良く毎日を過ごす

1歳児 未知の世界に興味を持ち活発に活動する

2歳児 保育教諭や友だちと一緒に遊ぶ中、行動範囲が広がり探索活動を盛んにする

3歳児 みんなと仲良く園生活を楽しむ

4歳児 集団生活のきまりを守り友達と仲良く過ごす

5歳児 友達とのつながりを深めながら、集団生活の中でたくさんの経験を通じ、社会生活に必要な自主性や協調性を養い、就学に向けての基礎を確立する。

・教育・保育のねらいと内容

幼保連携型認定こども園 教育・保育要領に基づき、支給認定を受けた保護者に係る園児に対し、特定教育・保育を提供し、2・3号認定子どもについては、当該支給認定における保育必要量の範囲内において特定教育・保育を提供します。

「養護」（情緒の安定）

一人ひとりの子どもが、安定感を持って過ごせるようにする

一人ひとりの子どもが、自分の気持ちを安心して表すことができるようにする

一人ひとりの子どもが、周囲から主体として受け止められて育ち、自分を肯定する気持ちが育まれるようにする

一人ひとりの子どもの心身の疲れが癒されるようにする

「教育」

健康 健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う

人間環境 他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う

環境 周囲の様々な環境に好奇心や探求心を持って関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う

言葉 経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う

表現 感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする

・利用者に対しての保険

保険名称 ①東京海上日動火災保険会社賠償責任保険・傷害保険

②日本スポーツ振興センター災害共済給付

別表

・利用者負担以外の徴収金について

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
2号認定子どもに係る給食費	2号認定子どもに係る食事の提供費用	月額 2,000円
1号認定子どもに係る給食費	1号認定子どもに係る食事の提供費用	月額 2,500円
教材費	園児の教育に係る費用（2歳児童以上）	年額 2歳 5,500円
		3歳 3,700円
		4歳 3,700円
		5歳 5,000円

※その他、行事に係る費用等については、事前に保護者に説明・同意の上、徴収する。

※業者の請求金額の変更によって、教材費が変更する場合がある。

※愛育会（保護者会）に係る会費200/月（スポーツ振興センター掛金等を含む）

※年長児：卒園記念アルバム代5,000円・キャンプバス代2,000円

※1号認定のお子さんの、入園料・願書料・施設使用費・冷暖房費はかかりません。

・1・2・3号認定のお子さんに共通してかかる費用

入園時：制服体操服代等（体操服 約3300円・制服約15,000円 スモック2,450円）

（1歳児から体操服・スモックを着用 3歳児以上から冬用制服を着用しています）

・1号認定子どもの預かり保育に係る利用者負担は、教育時間を超えて利用される場合は30分毎に月極1,000円で、預かり保育の利用は、就労されておられる方のみです。

利用申し込み時間帯を超えて預かり保育を利用された場合、1日200円/30分の別途利用料を徴収します。休園日における預かり保育は、1日1,000円+預かり保育200円/30分の別途利用料を徴収します。

・2号・3号認定子どもの延長保育に係る利用者負担

1 1時間を超える延長保育30分 300円/日割 2,500円/月極 1時間 500円/日割 4,500円/月極

・短時間認定の延長保育

短時間保育認定児童の、標準時間内の延長保育料金（月極）については、神戸市の定める額の差額分とする。日割りは、設定しない。